主

原判決を破棄する。

被告人を懲役六年及び罰金五十万円に処する。

原審における未決勾留日数中二百日を右懲役刑に算入する。

右罰金を完納することができないときは金一千円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護人日野久三郎、同磯畑岩雄連名提出の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、ここにこれを引用する。

控訴趣意第一点について。

よつて量刑不当の論旨に対する判断は後記自判の際これを示すこととし、刑事訴訟法第三百九十七条第一項第三百八十二条により原判決を破棄し、同法第四百条但書により当裁判所において次のように自判する。

原判決判示第一の事実に代るべき罪となる事実は、原判決判示第一の判示のうち「二〇回」とあるを「十六回」と訂正し、別表のうち(一)、(四)、(二)及び(一六)に掲記する事実を削除するほか、原判決判示第一(別表を含む)と同一であり、右の事実は、常習の点を除き、原判決が判示第一の事実の証拠として挙示する各証拠及び被告人の当公廷における供述により、被告人が常習として本件犯行に及んだことは、被告人が短期間内に覚せい剤製造行為を反覆累行した事実によつて各これを認める。

右第一の事実及び原判決が適法に確定した判示第二の事実を法律に照らすに、被告人の各所為のうち、前者は覚せい剤取締法第四十一条の三第四十一条の二第四号の条第一項第三号刑法第六十条に、後者は覚せい剤取締法第四十一条第一項第四号第十七条第三項に該当するところ、情状により前者の罪については同法第四十一条第二項をそれぞれ適用している。 の三後段を、後者の罪については同法第四十一条第二項をそれぞれ適用して、いたの関係にあるから、懲役刑については同法第四十七条本文第十条により重い前者の罪の関係にあるから、懲役刑については同法第四十七条本文第十条により重との非の罪の刑に法定の加重をした刑期範囲内で、罰金刑については同法第四十八条第二項により前者及び後者の各罪の罰金額の合算額の範囲内で被告人を懲役六年及び罰金五十万円に処することとし、原審における未決勾留日数の本刑算入につき同法第二十一条を、罰金完納不能の場合の換刑処分につき同法第十八条第一項を、それぞれ適用し、主文のとおり判決する。

なお、原判決判示第一の事実のうち別表(一)、(四)、(二)及び(一六)の各事実は、前示のような理由で、犯罪の証明がないのであるが、これらの事実は常習犯たる一罪の一部として起訴されたものであるから、主文において特に無罪の言渡をしない。

(裁判長判事 岩田誠 判事 司波実 判事 小林信次)